

# 経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和7年3月17日（月）午後2時27分～午後2時47分（第3委員会室）

## ○出席委員（9名）

委員 長	根本 雅昭
副委員長	二階堂利枝
委 員	七島 奈緒
委 員	佐原 真紀
委 員	白川 敏明
委 員	後藤 善次
委 員	村山 国子
委 員	羽田 房男
委 員	真田 広志

## ○欠席委員（なし）

## ○市長等部局出席者（なし）

## ○案 件

所管事務調査「持続可能な農業の振興に関する調査」

- 1 条例改正素案について
- 2 その他

---

午後2時27分 開 議

（根本雅昭委員長）では、ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

持続可能な農業の振興に関する調査についてを議題といたします。

初めに、条例改正素案についてを議題といたします。

前回までの所管事務調査の内容を踏まえて、正副委員長手元で福島市農業・農村振興条例の一部を改正する条例案を作成いたしましたので、お手元に配付の資料をまずご覧いただければと思います。

資料の説明をいたします。構成として、一番左の枠が現行の条例、左から2番目が食料・農業・農

村基本法の対応箇所、その次、左から3番目、右から2番目は改正条例の素案になります。一番右側が、これまでの所管事務調査で皆さんから出された主な内容、ご意見になっております。前文から新設した条項を加えますと、改正の素案は第24条までの構成としております。

本日17日、明日18日、そして19日の3日間、3回に分けて条項ごとに改正箇所を検討してまいりたいと考えております。本日は、前文から第5条までを検討してまいりたいと思いますけれども、ただ関連する条文が後半にもございますので、特に第5条

以外のご意見は出してはいけないというわけではなくて、メインが前文から第5条までで、ほかの条文も関連するものがありましたらご意見を出していただいても構いません。

まず、構成について説明させていただきます。特に右から2番目の改正素案と一番右の所管事務調査の内容をご覧いただければと思いますけれども、基本法の該当箇所も含めてちょっとご説明させていただきます。

まず、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律について、参考人招致をさせていただきましたけれども、今回この条例の改正案には食料は入っておりませんので、農業と農村について、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直した法律が昨年施行されております。そのような中で、福島市の対応する基本条例についても、人口の減少等が課題となっておりますことから、人口減少などによるというような文言を加えております。また、気候変動やその他の農業及び農村をめぐる情勢の変化など、農業を取り巻く状況が変化しているというご意見が所管事務調査でございましたので、前文の部分に、その文言を加えております。また、自然災害等のリスクに備えることが重要である、また必要であるということで、この文言を前文に加えております。また、先ほど来ありますように、スマート農業等の新技術の普及、こういったものを取り入れて、生産性の向上が重要ではないかという具体的な施策についても前文の中で加えております。

ページ替わりまして、次のページについては第2条になります。第1条はそのままです。ここで所管事務調査のメインでもあります農業者の減少、担い手の確保という面から、農家数、期間的農業従事者数の減少による担い手不足への対応が必要だということで、人口の減少に伴う農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるようなような文言を加えております。また、環境への負荷の低減ということで、農業生産活動において環境負荷の低減が必要だという、そういった趣旨の文言を加えております。また、同時に第2条の間になりますけれども、中ほどの付加価値の向上ということで、付加価値の向上が必要であるという、そういった趣旨から様々な文言を加えたところでございます。

ページ替わりまして、3枚目です。地域社会の維持ということで、農地の集約化、効率的な利用の促進が必要であり、集落を基礎とする農地を守る取組が必要であるという観点から、農村の人口の減少、その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる現状においても地域社会が維持され、農業の有する食

料その他のという文言を加えまして、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分にというふうにつながるように、その後ろは従来の改正前の条文と一緒にありますけれども、そういった文言を加えております。

また、次に3項目として、環境への負荷の低減ということで、農薬、肥料の適正使用が必要であり、環境負荷低減に資する生産方式の導入が必要であるという所管事務調査の内容から、農業の自然循環機能、この部分は法律にも記載がある部分ですけれども、括弧内に説明を加えて、環境への負荷の低減を図るという文言を加えております。

次に、ページ替わりまして、第5条です。本日第5条までメインにさせていただきたいと思いますので、ここまで説明いたします。ここでは、多面的機能の重要性ということで、農業、農村に規定される役割として、多面的機能の重要性を明確化し、農村の振興が必要であるという所管事務調査の内容から同様の文言を加えまして、多面的機能の重要性についてという文言を加え、農産物の消費に際しては環境への負荷の低減に資する農産物の選択に努めることによって、地域農産物の消費者として、その農産物の持続的な供給に寄与しつつという文言を加えております。この第5条が市民の役割となっております。

本日はここまで、特にメインでご覧いただきたいと思いますが、その後の部分も同時に、明日以降詳しく説明はいたしますけれども、お読み取りいただいて構いません。

ここで少し時間を取りまして、黙読の時間にさせていただきたいと思いますので、一旦録音を停止していただきたいと思います。

【資料黙読】

(根本雅昭委員長) それでは、黙読を終わりました、皆さんからご意見がございましたらよろしくお願いたします。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

これまで長く所管事務調査をしてきた内容を盛り込んでおりますので、細かいところ、てにをはなどはまた調整させていただきたいと思いますが、第5条までは少なくともこのように条例改正案を進めたいと思います。確認ですがよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

異議なしですので、それではそのように進めさせていただきます。

その他委員の皆様から何かございますか。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、ございませんので、以上で本日の経済民生常任委員会を終了いたします。

午後2時47分

散 会

經濟民生常任委員長

根 本 雅 昭